令和2年5月5日記者発表資料

新型コロナウイルス対策本部事務局

三木市総合政策部危機管理課

担当:課長 本岡忠明 内線:2430

三木市健康福祉部健康増進課

担当:課長 後藤洋子

内線:715-101

緊急事態宣言に伴う 図書館の利用制限の緩和について

5月4日に政府が緊急事態宣言を延長したことに伴い、兵庫県は「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定しました。これを受け、三木市では5月5日午後1時30分から第19回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用について協議を行いました。

記

1 図書館の利用制限の緩和について

- ○対象施設
 - 中央図書館、吉川図書館
- ○対応
 - ・インターネット及び電話による予約本の貸出を再開する。
 - ・予約本の貸出の日時については、事前に本人と調整し、密集を防 ぐ。
 - ※貸出時間:午前10時~午後6時
 - ※貸出場所:図書館入口の臨時カウンター
- ○期間
 - ・令和2年5月11日(月)~5月31日(日)まで※今後の発生状況により変更する場合があります。

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課 電話 0794-82-2000 (内線 2430)